

# 白老町都市計画マスタープラン (概要版)

「持続可能な人とコミュニティのつながるまちづくり」

2012-2023

平成24年(2012年)9月

北海道 白老町

# 1 目的と位置付け

## 1-1 背景と目的

白老町の都市づくりは、恵まれた自然環境と多様な産業との調和によるまちづくりを進める中で都市の形成がなされ、町民生活に必要な生活基盤はおおむね整いつつあります。

都市計画の制度は、人口増加を前提とした都市の拡大、成長の時代に作られたものであり、経済成長を背景に、無秩序な都市の拡散の抑制に重点がおかれていました。

人口が増えない時代に突入し、高齢化が進行しています。都市の拡大に対応するより、既にある市街地をより良くしていく時代になっています。

深刻化する地球環境規模での温暖化や異常気象による被害が発生しています。CO<sub>2</sub>排出の過半を占める都市活動に由来する温室効果ガスの排出抑制を行うため、環境への負荷が少ない都市づくりへの取り組みが必要となっています。

巨大な地震・津波、豪雨による甚大な被害が発生しています。いつ、どこでも起こりうる地震や豪雨などによる災害が危惧されており、建物や構造物等の耐震性の向上や災害に強い都市づくりの推進が必要となっています。

こうした社会の変化において、これまで整備されたさまざまな施設を活用し、都市を管理していくという「持続可能な都市」の形成を図っていくべき転換期にあることを認識し、都市の運営コストの増大を抑制するなど都市構造上の問題に取り組むことが必要となっています。

また、災害発生の危険性など、大きな課題を踏まえ、町民等の取り組みとも連携しながら、安全に、また安心して暮らし続けることができる防災都市づくりの強化が重要視されてきています。

社会の変化は、以前にも増して速くなっています。まちづくりに関する課題等もさまざまで、町民の皆さまの想いも変わっていきます。持続可能な都市形成の実現のため、マスタープランを通じ、地域でのまちづくり活動につなげていくことができ、多くの町民の皆さまにより、暮らしの場をもっと良くする活動が進められるきっかけとして、今後のまちづくりの基本的な考え方を明らかにするため、このマスタープランを策定するものです。

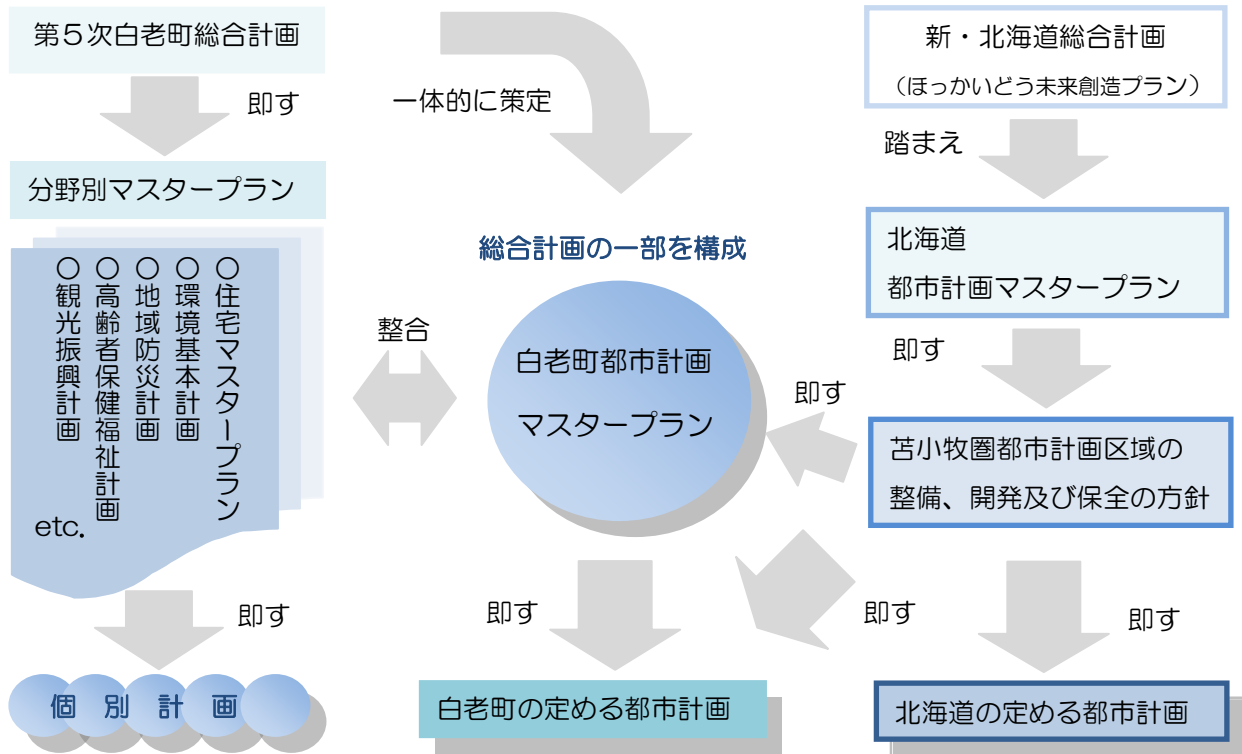
## 1-2 位置付け

「都市計画」と「まちづくり」は、時には混同して使われることがありますが、「まちづくり」は、町や地域を良くし、暮らしやすくするものだと考えられます。道路や公園などの整備も含み、福祉、環境、文化、農林水産業や商工業など、暮らしに関係する全ての分野に関係します。「都市計画」は、この「まちづくり」を支え、進めていくエンジンの一つです。

「白老町都市計画マスタープラン」は、「第5次白老町総合計画」を上位計画とし、まちづくりを実現するための「分野別の諸計画」に対し、都市計画の視点から整合を保ちながら指針となり牽引していくため、さらに詳細に補足する必要があることから、第5次白老町総合計画の基本構想の別冊版として別途編纂しました。なお、総合計画の実行計画として策定されました「第5次白老町総合計画実行計画」も「白老町都市計画マスタープラン」の「実行計画」として位置づけます。

また、北海道が定める都市計画区域のマスタープランである「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」との整合を図りつつ定めます。

### 白老町都市計画マスタープランの位置づけ



Ⅰ 基本的事項

Ⅱ 全体構想

Ⅲ 地域別構想

Ⅳ 計画を推進するために

### 1-3 策定・構成

白老町のマスタープランは、平成16年度を初年度として平成23年度を目標年次として策定され、計画期間8年が経過しました。

策定当時は、地域の特性に応じたまちづくりを進めるには、町民の参加が重要であるとの考え方により、まちづくりフォーラムや町内見学会、まちづくり意識調査、町民説明会などを実施しました。

今回のマスタープランの作成にあたっては、人と人、人と地域やまちの中にある資源や施設などとのつながりを考えた、人とコミュニティのつながりに重点をおき策定することとしました。

白老町都市計画マスタープランは、白老町全体に関する目標像と方針を示す「全体構想」と地域ごとの市街地像や方針を示す「地域別構想」により構成します。

また、白老町都市計画マスタープランは、第5次白老町総合計画基本構想・基本計画の主要部分を共有するよう構成されています。計画内容の検討にあたっては、少子高齢化や福祉、防災、景観形成、環境共生、町民参加などの社会環境の変化に伴う課題にも考慮しています。

### 1-4 目標年次

都市計画マスタープランは、基本的には、長期的にみて安定が求められます。対象期間においては、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向が定められることが望ましく、この考え方は、国の指針にも示されています。目標年次については、2012年度（平24）を初年度として12年後の2023年度（平35）とし、計画の内容については必要に応じて見直しを行います。

### 1-5 将来人口

目標年次における人口を約1万6千3百人と想定します。（本編資料編P82参照）



## 2-2

## 都市の構造特性と動向分析

## 人口動向

本町の人口は、胆振中部の中核都市として、高度経済成長とともに、年々増加してきました。

その後、少子化や地域経済の低迷などにより、1985年（昭和60年）の24,353人をピークに2005年（平成17年）国勢調査の人口は20,748人と年々減少傾向にあり2010年（平成22年）国勢調査の人口は19,376人と1970年（昭和45年）以降、2万人を割りました。

また、2010年（平成22年）国勢調査の世帯数は8,412世帯で、1970年（昭和45年）国勢調査の世帯数は5,339世帯の約1.6倍となっており、著しい増加傾向を示していますが、一方で一世帯当たり人員は年々減少傾向を示し、核家族化が進んでいます。

■人口・世帯数・世帯人員数、年齢別構成人口の推移（本編資料編P82、P83参照）

2010年（平成22年）



2023年（平成35年）



人口・年齢別構成人口のイメージ図

I 基本的事項

II 全体構想

III 地域別構想

IV 計画を推進するため

## 2-3

## これからのまちづくり

これまでのまちづくりを振り返るとともに、まちづくりの状況を踏まえ、これからのまちづくりの基本方向を定めます。

## 2-3-1 基本方向見直しの必要性

これまで、多様な産業等の繁栄により拡大成長する市街地を支えるため計画的にかつ効率的な市街地整備を推進してきた結果、白老町の基礎的な都市基盤は高い水準で整備されており、今後、人口減少の傾向にあるなか、その大幅な拡充の必要性は低いといえます。

人口の動向以外にもまちを取り巻く状況は構造的に変化しており、社会・経済の変化により、従来のもちづくりの枠組みのみでは対応が困難な課題も生じつつあります。

このような動向や課題に対応し、本町がこれからもその魅力と活力を高めるには、基礎的な都市基盤の整備拡充に主眼をおいたこれまでのまちづくりの基本方向を見直すことが必要であるといえます。

とくに、東西に細長くいくつかに分かれている市街地を持つ本町は、生活環境の向上やさまざまな活動の維持のため、多くの社会的費用を要し、また、環境負荷も大きくなる現状もあることから、今後は、高い水準で確保された都市基盤を適切に維持し、十分に活用していくことを優先に考えなければなりません。

これらのことから、本町を取り巻く社会情勢の変化を見据え、各地区の既成市街地が適切な規模にまとまったまちづくりを目指し、多様な産業都市として都市活力の維持・向上を図らなければなりません。

## 2-3-2 今後重視すべき観点

### 1 環境にやさしいまちづくり

将来にわたり持続的な社会を支えるためには、深刻化する地球環境問題に対応した環境への負荷が少ないまちづくりが必要とされます。その役割と責任を果たしていくため、市街地の外延的拡大を抑え、既存資源の有効活用の推進や、高齢者等にもやさしい施設づくりを進める必要があります。また、自然、歴史、文化資源の調和に努め、水の利活用など自然環境の保全・整備が必要であります。

### 2 快適に暮らせるまちづくり

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに対応するため、都市分野と福祉と一緒に進むまちづくりが大事であり、生活利便機能をはじめとしたさまざまな都市機能の利用が容易で、多様な活動が可能な都市の形成及び行政福祉サービス等の充実が必要となります。

### 3 安全で安心して暮らせるまちづくり

住宅や道路、下水道など既存の都市基盤施設を適切に維持・管理を行い、長期的に活用し環境負荷軽減にも配慮する必要があります。

また、地域防災計画の推進や安全な市街地の整備を行うとともに、公園などの都市空間の確保や道路・橋梁の整備を図り、災害に強いまちづくりを実現する必要があります。

### 4 活力あふれるまちづくり

地域の地力はどこにあるかということ認識し、地場の農林水産業との健全な調和を図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る必要があります。

また、人やモノの資源の活用を図り、地域コミュニティの向上を目指して、支え合いながら住み続けられる地域を実現するため、地域の多様な活動や交流が活発に展開する場づくりが必要となります。

## 2-3-3 まちづくりの理念

4つの今後重視すべき観点で整理されたものから基本方向の転換を図るべきこれからのまちづくりの理念を定めます。

### まちづくりの理念

## 「持続可能な人とコミュニティのつながるまちづくり」

### 言葉の捉え方

人と自然とのつながりにおいて環境負荷を軽減し、そしてコミュニティが進歩的で柔軟性に富んでいるという点で、さらに常に糧（産業）が得られるという意味で、百年でも千年でも持続可能であるということです。

また、まちにある施設や機能、自然環境などを上手に、工夫して使うことで、豊かな生活を送り、まちや自然を守り、育て、創ることができます。このような、人とまちのつながりを大切に、まちの将来像を考え、行動することが大切であるということです。

## 2-3-4 まちづくりの目標

まちづくりの理念のもと、以下の9の項目をまちの目標として設定します。

- 1 地域コミュニティが豊かなまちづくり
- 2 安全で安心な暮らしを支えるまちづくり
- 3 まちの活力を高める多様な産業を守り育てるまちづくり
- 4 白老のまちの既存資源を活かすまちづくり
- 5 歴史・文化とふれあう潤いあるまちづくり
- 6 環境と共生し人と自然にやさしいまちづくり
- 7 環境への負荷が少ないまちづくり
- 8 将来にわたって持続するまちづくり
- 9 地域と暮らしを支える交通システムを構築するまちづくり

Ⅰ 基本的事項

Ⅱ 全体構想

### 1 地域コミュニティが豊かなまちづくり

将来にわたって素晴らしい白老であるために、まちづくりの担い手である住民がさまざまな場面で積極的にまちづくりに参加し、語らうことのできる場を増やし、人とまちのつながりが増すようなまちづくりを進めます。

- 【テーマ・原則】 (1) 人やまちに関するつながり (2) 町民活動を支える施設の充実  
(3) 多様な暮らし方に対応できる機能 (4) 暮らしの利便性と快適性の確保

Ⅲ 地域別構想

### 2 安全で安心な暮らしを支えるまちづくり

災害発生の危険性や地球環境問題、子どもや高齢者の安全確保、さらには高齢化社会での健康づくりなど、社会を取り巻く大きな課題を踏まえ、住民等の取り組みも連携しながら、安全に、また、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

- 【テーマ・原則】 (1) 災害に強いまちづくり (2) 暮らしの安全と安心なまちづくり  
(3) 地域コミュニティへの期待

Ⅳ 計画を推進するために

### 3 まちの活力を高める多様な産業を守り育てるまちづくり

経済や雇用、暮らしを支え、活力を牽引する産業を守り育てることができるまちづくりを目指します。

- 【テーマ・原則】 (1) 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり  
(2) 環境との共生をめざした産業基盤の確立  
(3) 雇用の創出が期待されるまちづくり

## 4 白老のまちの既存資源を活かすまちづくり

計画的なまちづくりの積み重ねのなかで蓄積された各種の都市基盤や公共施設、歴史や文化、人とまちのつながりなどさまざまな資源を活かしたまちづくりを進めます。

- 【テーマ・原則】 (1) 公共施設等の長期的な維持・活用・再生 (2) 既存資源の活用と機能の充実  
(3) 資源となりうる素材の保全活用 (4) 既存資源の活用を促すまちづくりへの誘導

## 5 歴史・文化とふれあう潤いあるまちづくり

自然、歴史、文化資源の調和に努め、これらを活かした周辺の施設を整備することとしており、貴重な文化と触れ合う機会の創出を図ります。

- 【テーマ・原則】 (1) 町民が触れ合う固有の歴史と文化の継承 (2) 多様な交流の創出  
(3) 拠点地区との連携 (4) 白老らしい特徴あるものの保全・創出

## 6 環境と共生し人と自然にやさしいまちづくり

将来にわたり持続的な社会を支えるため、自然と共に生きた民族文化を尊重し、恵まれた自然資源の節度ある活用を図り、環境負荷の軽減を促進します。

- 【テーマ・原則】 (1) 市街地の外延的拡大の抑制と自然環境の保全・創出  
(2) 町民が触れ合う潤いある豊かな自然環境の継承  
(3) さまざまな面での自然環境への配慮  
(4) 自然環境や風土特性に配慮した景観形成(要素)の維持・保全

## 7 環境への負荷が少ないまちづくり

将来に立ち足る資源の有限性やかけがえのない地球環境の問題に対応した環境への負荷が少ないまちづくりを目指します。

- 【テーマ・原則】 (1) 地域特性とエネルギー利用 (2) 環境負荷が少なく効率的な都市構造  
(3) 環境にやさしい住まいづくり

## 8 将来にわたって持続するまちづくり

人口減少や高齢化が進んでも、適切な規模にまとまったまちづくりを進め、既存施設等の保全・有効活用による効率的・魅力的で環境の改善につながるまちづくりを目指します。

- 【テーマ・原則】 (1) 無秩序な市街化の拡大を制御する (2) まちなか居住の誘導  
(3) 今あるものを工夫して活かすまちづくり (4) 中心市街地の賑わいづくり

## 9 地域と暮らしを支える交通システムを構築するまちづくり

少子高齢化に対応した、持続可能なまちづくりの実現に寄与する交通基盤の充実と町民生活を支える移動手段の確保を図ります。

- 【テーマ・原則】 (1) 町民活動を支える都市空間の実現 (2) 地域の活性化に資する交通サービスの提供  
(3) 安全・安心な移動の確保 (4) 公共交通の利用促進



# 3 部門別の取り組みの方針

## 3-1 将来の都市構造

まちの将来の主要な道路や公園、福祉、環境、文化などの配置や土地利用の方針について、基本的な考え方を示します。

### <都市構造とは>

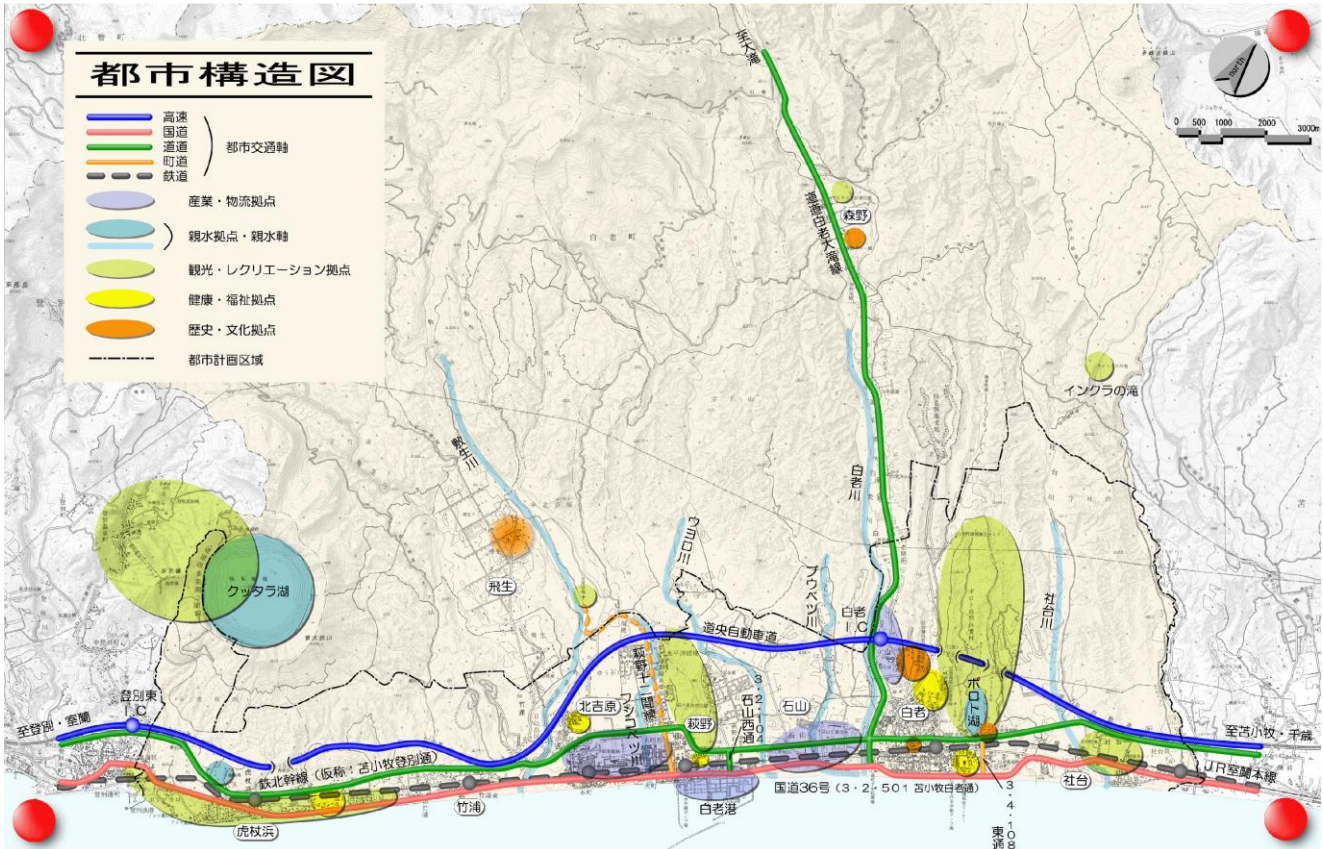
都市構造は、計画的な都市づくりを行うため、交通軸と都市拠点などを要素に都市のかたちを表したものです。

### <都市構造の考え方>

これまで、多様な産業等の繁栄により拡大成長する市街地を支えるため計画的かつ効率的な市街地整備を基調とした都市づくりを進めてきました。しかし、少子高齢化や厳しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応するための都市づくりが必要となっています。

持続可能な都市を目指すため、人・物・情報などが移動できる交通軸の維持・発達と、地域資源や地域特性を活用した各分野の都市拠点の整備を促進しながら、住みよい生活圏の形成を図り、まちの魅力と活力を高めることが必要です。

これらのことから、本町を取り巻く社会情勢の変化を見据え、各地区の既成市街地が適切な規模でまとまったまちづくりを進め、人とコミュニティのつながりを重視して都市活力の維持・向上を図ることを目指します。



Ⅰ 基本的事項

Ⅱ 全体構想

Ⅲ 地域別構想

Ⅳ 計画を推進するために

## 3-2-1 土地利用の基本方針

## ＜土地利用とは＞

土地利用は、道路や公園、福祉、環境、文化、農林水産業や商工業など、暮らしに関係する全ての分野に関係します。これらの土地利用が健全な調和を保ち、町民が安心して快適に暮らすことができるよう計画的な土地利用を図るものです。

土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、町民生活や産業活動の共通の基盤です。本町の土地利用は、豊かで住みよい生活環境と既存の市街地を適切に維持・活用を図ることを基本として、次のような点に重点をおき、長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的に行うものとしします。

## 1 環境との共生を目指した土地利用

- (1) 自然環境との共生
- (2) 環境負荷が少なく効率的な都市構造への転換

## 2 安全・安心を重視した土地利用

- (1) 災害に強いまちづくりの推進
- (2) 防犯に配慮した土地利用

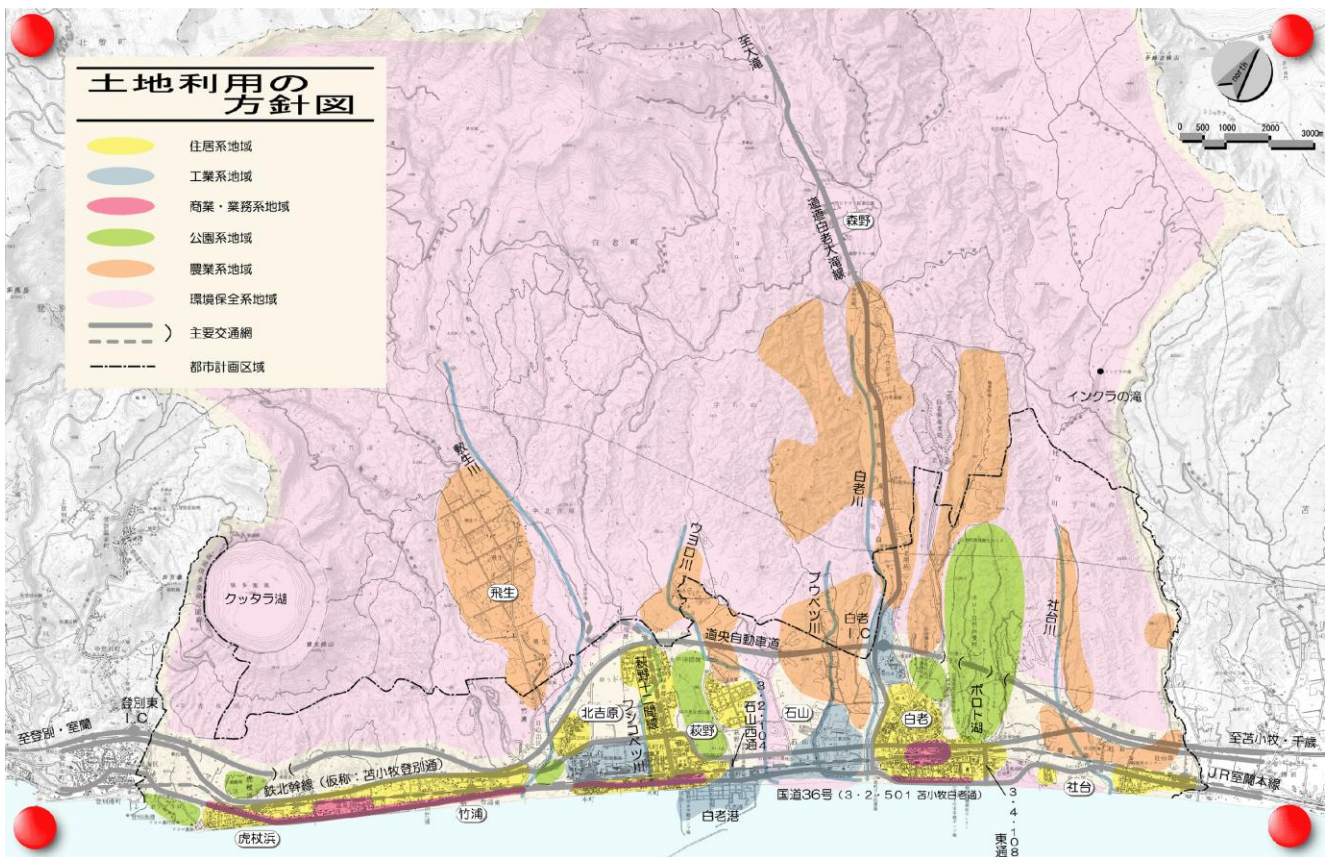
## 3 快適な暮らしを支える土地利用

- (1) 地域の特性を活かした土地利用
- (2) さまざまな暮らしができるまちづくり

## 4 まちの活力を生み出す土地利用

- (1) 交通アクセスの優位性等の利活用
- (2) 中心部への都市機能等の集積と活性化

## 5 町民の参画・協働による土地利用の推進



## 3-3

## 施設計画の方針

## 3-3-1 交通体系の方針

## 【基本的な方針】

## ◇道路の整備方針

地域経済の活性化や快適で利便性の高い交通ネットワークの形成を図るとともに、災害時等の迅速な避難・救助活動を支えるため、幹線道路や生活道路の整備、適切な維持管理を行い、安全で快適な道路環境づくりを進めます。

広域幹線道路を利用した安全で円滑な都市間移動の実現や防災道路機能の充実のため、国道36号の全線4車線化、(仮称) 苫小牧登別通の整備を国、北海道へ要請します。

町民生活の利便性や安全性を向上させるため、地域生活に密着した町道の整備を推進し、安全・安心で円滑な移動が行える環境作りに努めます。

また、歩道のバリアフリー改修やロードヒーティングの整備、跨線人道橋の補修、改修検討など交通事故を防止し安全で快適な交通環境づくりを推進します。

橋りょうの長寿命化や道路の補修など、適切な維持管理を行うとともに、道路排水施設などの補修や除雪など安全な道路環境を保持し、安全性や信頼性の高い利用環境整備を推進します。

## ◇公共交通の方針

町民の日常生活における身近な移動手段を確保するため、関係機関との連携により、路線バスの維持確保や利便性の高い鉄道ダイヤ編成の実現に努め、利用者の増加につながる啓発活動を推進します。

また、地域内移動の円滑化を図るとともに、高齢者や障がい者など交通弱者の日常生活を支える元気号の適切な運行やデマンド型バスの導入検討など、町内循環バスの維持・確保、利便性向上に努め、利用者ニーズに合った公共交通サービスの提供に努めます。

## 【関連計画】 ○白老町地域公共交通総合連携計画



虎杖浜トンネルがオープンカットされた国道36号

I 基本的事項

II 全体構想

III 地域別構想

IV 計画を推進するため

### 3-3-2 港湾の整備方針

#### 【基本的な方針】

##### ◇港湾施設整備

増大する貨物需要に対応するため第3商港区の整備を推進します。

船舶及び荷役作業の安全を確保するための港内の静穏度の向上を図ります。

##### ◇交通機能の充実

円滑な貨物輸送のための臨港道路の整備を促進します。

##### ◇多様な機能が調和する港湾整備

港の機能を多様化し、海洋レクリエーションの場、賑わいの場・交流の場として活用します。

##### ◇港湾関連用地の充実

港湾の背後地を、工業及び流通業務地区として高度な土地利用を図ります。

#### 【関連計画】

##### ○白老港港湾計画基本構想



上空から見た白老港

### 3-3-3 公園・緑地の整備方針

#### 【基本的な方針】

##### ◇公園・緑地の保全と整備

町民の憩いの場と潤いある生活空間を創出し、みどりあふれる良好な都市環境を維持するため、公園施設等の適切な維持管理や計画的な緑地の保全と整備を進め、より多くの人に安全で安心な公園利用を提供します。

##### ◇参加と協働による緑化の推進

花と緑あふれる美しいまちなみを形成するとともに、公園や緑地の良好な管理を行うため、町民による緑化活動の支援など、個人・団体・企業の参加と協働により、地域と連携した緑化活動を促進します。

### 3-3-4 河川の整備方針

#### 【基本的な方針】

#### ◇安全な町民生活を支える治水機能の強化

大雨等による河川の氾濫や内水浸水などの洪水被害を防止または軽減するため、河川や河畔林、排水施設の整備など、治水対策の推進と維持管理の強化を図り、北海道へは二級河川の継続整備、治水機能の向上及び準用河川から二級河川への昇格等について要請していきます。

#### ◇親水空間の保全と整備

水辺空間を町民憩いの場、レクリエーションの場として活用するよう維持管理に努め、潤いのある水辺環境を保全、再生していきます。

白老川の河川敷は、白老牛肉まつり会場として利用されておりますが、広大な親水空間の活用のため、関係機関と連携し修景施設等の整備を図ります。

#### ◇生物生息空間の保全

河川改修においては技術的配慮により自然を回復・保護に河畔林等の保全に努め、魚道の整備や淵を残し生物の生息する環境を保全します。

#### ◇計画的な河川環境の整備

主要（二級）河川においては、河川環境管理基本計画や河川整備基本計画の策定について関係機関へ積極的な協力を行います。

#### ◇河川に求められる利水機能の充実

既存水利権を尊重し水質保全に努めるとともに、本町の上水道水源として可能な限り確保するよう努めます。

### 3-3-5 処理供給施設の整備方針

#### 【基本的な方針】

#### ◇安全で安心な水道給水の充実

安全でおいしい水道水の安定供給を基本に、効率的な事業運営を図り、健全な経営基盤の維持および浄水施設や配水管等の更新や改修、維持管理を行うとともに、災害に強い施設の整備に努めます。

#### ◇安全で快適な町民生活を支える処理施設

安全で衛生的な都市環境の保全と資源の有効活用のため、計画的な下水道事業等の推進とゴミ処理体制の充実を図ります。

公衆衛生の向上や効率的な生活排水処理のため、合併浄化槽の設置と適切なし尿処理の普及を促進し、衛生的な生活環境の保全に努めるとともに、し尿処理施設の改築についても検討します。

環境衛生センターの最終処分場については、嵩上げや改修など今後の方向性を検討します。

#### 【関連計画】

- 白老町水道ビジョン
- 白老町下水道中期ビジョン
- 白老町下水道アクションプログラム
- 白老町環境基本計画
- 白老町ごみ処理基本計画

### 3-3-6 住宅・住環境の整備方針

#### 【基本的な方針】

#### ◇良質な住宅ストックの形成と有効活用

誰もが住みよい住宅性能や安全性を確保するため、住宅の適切な維持管理や耐震性の向上、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が積極的に図られるよう、指導や支援、情報の提供に努め、良質な住宅ストックの有効活用を促進します。

また、高齢者や障がい者を対象に安全で快適な生活ができるように住宅改修を支援する制度を継続していきます。

#### ◇公営住宅等の整備

公営住宅や町有住宅は、町内定住者の拡大を図るとともに居住者の安全と快適性を高めるため、子育て世代や高齢者などの多様なニーズに配慮しながら、住宅マスタープラン・公営住宅ストック総合活用計画・公営住宅等長寿命化計画等に基づいて適切な維持管理や計画的な整備を進めます。

#### ◇土地利用の推進と住環境整備

広域的・長期的な視点で本町の将来を見据えた中で、自然環境や景観、災害などに配慮した、安全で安心して暮らせる住環境づくりを進め、それぞれの地域特性を踏まえた土地利用を推進します。



#### 【関連計画】

- 白老町住宅マスタープラン
- 白老町公営住宅ストック総合活用計画
- 白老町公営住宅等長寿命化計画

川沿町有一般住宅「サンコーポラス」

### 3-3-7 その他の公共施設の整備方針

#### 【基本的な方針】

#### ◇適正な配置計画と施設整備

学校教育には、集団生活により得られる人格形成や生活規範の習得なども求められていますが、児童生徒の減少に伴い集団教育力の低下が予想されます。

このため、「白老町小・中学校適正配置基本計画」に基づき萩野・竹浦・虎杖中学校を統合し、小学校においても適正配置を推進します。

また、児童生徒の安全・安心な学習環境を創出するため、各施設の適切な維持管理や老朽化している校舎や屋内運動場の改修・改築、耐震化や防災機能の充実を図るとともに、(仮称)食育・防災センターの建設など計画的な整備を推進します。

#### ◇誰もが生活しやすい環境整備

誰もが生活しやすいまちにするため、急速に進む高齢化等の社会構造の変化に応じた保健・医療・福祉の環境づくりに努め、各種の介護サービスや施設は、「白老町高齢者保健福祉計画及び白老町介護保険事業計画（キラ☆おい21）」に基づきその充実を図ります。

また、町立病院は公立病院として町民の健康維持・増進を図り、誰もが安心して暮らせるための医療を積極的に提供するため、病院経営の安定化に努めるとともに、早急は病院改築構想の検討を進めていきます。

図書館や公民館などの社会教育施設やスポーツ・レクリエーション施設など、その他の公共施設についても安全で快適に利用が出来るよう、適切な維持管理と計画的な改修に努め、高齢者や障がい者などに配慮しバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進によるまちづくりに努めます。



白老町総合保健福祉センター（左）

と特別養護老人ホーム寿幸園（右）

#### 【関連計画】

- 白老町立国民健康保険病院経営計画
- 白老町高齢者保健福祉計画
- 白老町介護保険事業計画（キラ☆おい21）
- 白老町小・中学校適正配置基本計画

## 3-4

### 都市環境の方針

#### 3-4-1 環境共生の方針

##### 【基本的な方針】

##### ◇計画的な環境行政の推進

良好で快適な生活環境と豊かな自然環境の保全を図るため、総合的、計画的な環境行政を推進します。

##### ◇公害の監視・指導

環境負荷の低減と快適な生活環境を守るため、環境測定による公害の監視及び事業者の指導を進め、公害の未然防止を図ります。

##### ◇自然環境の保全

豊かな自然環境を将来にわたって引き継ぐため、自然との関わり方や、自然環境の保全と共生についての十分な理解と積極的な参加を促進し、自然環境の保全を推進します。

##### ◇資源循環型社会の形成

行政と町民、事業者がその役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、正しい分別と廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の地域社会づくりを進めます。

##### ◇省エネルギー対策の推進

環境への負荷を軽減し、温暖化等を防止するため、公共施設や企業におけるエネルギー消費抑制と合理化の促進、町民のライフスタイルの見直しによる省エネルギー対策を推進します。

##### ◇再生可能エネルギーの活用促進

太陽や風力、温泉などの自然の力による地球にやさしいエネルギーの活用を促進し、新たな活力の創造と、地球温暖化の防止を図ります。

##### 【関連計画】

- 白老町環境基本計画
- 白老町ごみ処理基本計画

## 3-4-2 景観形成の方針

### 【基本的な方針】

#### ◇地域の連携による良好な景観の保全

景観は、地域固有の自然や風土、歴史や文化、町民の生活などがつくりだす総合的なものです。

本町の良好な景観形成のためには、地域の個性豊かな景観を生かすとともに、白老全体の景観に配慮することも大切です。

町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、良好な景観の保全や衛生に配慮したまちづくりを進めることにより、清潔で美しい環境のまちづくりを目指します。

また、町民が安全、快適に暮らせるように公衆衛生の確保、モラル・マナーの向上を推進します。

#### ◇特色ある景観の形成

美しく地域色豊かな都市景観を形成するため、景観のあり方の検証や適切な管理指導を実施し、自然とまちなみが調和した景観の保全・創出を推進します。

また、老朽化もしくは損傷した施設や廃屋、看板等景観阻害要因の改善に向け、所有者に対する管理指導に努めます。

#### ◇環境美化の推進

きれいな地域環境を保つため、地域が一体となり、自主的な清掃活動、空き地などの草刈りや不法投棄対策に取り組み、地域の良好な環境整備と美化を推進し、その維持を図ります。



ポロト湖

## 3-4-3 都市防災の方針

### 【基本的な方針】

#### ◇河川管理の充実と浸水対策の強化

河川の適切な維持管理及び白老川等の二級河川や海岸区域の管理者に要請し、その防災基盤整備の促進に努めるとともに、低地での浸水危険箇所は町内に数カ所あるため、引き続き対策強化に努めます。

#### ◇海と空を活用した防災基盤の充実

災害時には救援用のヘリポートにもなる滑空場と白老港を結び、白老滑空場線の整備促進を図ります。

#### ◇総合的防災体制の確立

行政、事業所、町民等の連携による地域が一体となった防災体制を確立するため、災害対策本部の機能確保や自主防災組織の結成促進を図ります。

また、防災備蓄品や情報通信設備、避難所などの環境整備を進めるとともに、地域社会での互いの役割を明確にし、災害時に迅速かつ的確に対応しうる防災体制の充実を目指します。

#### ◇災害応急対策の充実

災害発生による被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、地域社会の防災体制による互いの役割分担のもと、自主的な避難や要援護者支援活動を実施する体制を整備するとともに、被災状況に応じた適切な災害避難所支援活動など、応急対策の充実を図ります。



## ◇防災教育の推進

災害時に迅速かつ的確に行動するため、町民をはじめ、自主防災組織や学校、町職員等に対する防災教育を推進し、防災意識の高揚や防災知識の習得、危機意識の定着と継続を図ります。

## ◇災害に強いまちづくり

地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止するため、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅の耐震化に関する意識啓発や相談体制の充実などにより建築物等の耐震化を促進するとともに、公共施設の耐震化や避難場所の安全性向上のための整備を進めます。



### 【関連計画】

- 白老町地域防災計画
- 白老町耐震改修促進計画

新消防庁舎との合築により整備された防災拠点施設

Ⅰ 基本的事項

Ⅱ 全体構想

Ⅲ 地域別構想

Ⅳ 計画を推進するために

# 4 地域別のまちづくり方針

## (1) 地域別まちづくり方針の役割

部門別にまとめた取組みを、地域区分別に再整理し、地域別のまちづくり方針として再整理しています。この地域別のまちづくり方針は、地域ごとに町民参加で進めるまちづくりを検討する上で、各地区におけるまちづくりの基本的な方向性を示す資料として活用されるものです。

## (2) まちづくり方針の地域区分

この都市計画マスタープランの考え方を踏まえて、コミュニティ（概ね小学校区を想定しています）を単位として、「社台地区」、「白老鉄北・森野地区」、「白老鉄南地区」、「石山・萩野・北吉原地区」、「竹浦・飛生地区」、「虎杖浜地区」の6地域に区分しました。

### 4-1 社台地区

#### 【地区の概況】

- ・国道36号、JR社台駅といった交通の要衝の位置に住宅地が形成されており、その他は沿道サービス施設、競走馬の生産地として広大な牧場がまちの景観を形成しています。
- ・樽前山の雄姿と緑広がる牧場とが一体となり、北海道を代表する美しい風景が眺望できます。
- ・日本の滝百選に選ばれたインクラの滝、希少な動植物が見られるヨコスト湿原など豊かな自然が広がっています。

#### 「社台地区」のまちづくり

##### (1) 地区土地利用の方針

○市街化調整区域の開発を抑制

- ・原則として市街化調整区域（旧既存宅地、旧住造法認可区域を除く。）における開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。

##### (2) 生活環境の整備

○国道、町道等の整備推進

- ・札幌から苫小牧を経て室蘭へ続く広域間の骨格ともなる国道36号の4車線化を促進し、安全で円滑な交通を確保します。
- ・災害時の避難道路や代替路として、鉄北幹線（仮称 苫小牧登別線）の整備を促進し、災害に強い交通網を確保します。
- ・JR社台駅南側地区の生活道路の整備を進め、地域住民の安全かつ円滑な通行を図り、生活環境の向上に努めます。

○公共下水道の整備

- ・本地区においては、下水道計画整備を概ね完了しているが、未普及地域の整備は人口密集度と費用対効果を考慮し、効率的な整備手法を検討します。

##### (3) 自然環境の保全・活用

○豊かな自然の保全・活用

- ・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。

##### (4) 観光レクリエーションの拠点

- ・地区周辺の特色ある産業（軽種馬育成）を活かした第1次産業と観光の結びついた観光情報の発信を促進します。

## 4-2

## 白老鉄北・森野地区

## 【地区の概況】

- ・緑町土地区画整理事業、宅地造成事業、公営住宅団地、および民間による計画的な開発が行われ、都市基盤施設が整っており、良好な住環境を形成しています。
- ・白老コミュニティセンター、白老総合体育館、小学校、福祉館、児童館、保育園、桜ヶ丘運動公園等の文教、福祉、厚生施設があり地域住民の利便に供しています。
- ・地区周辺には、民族文化の拠点として国際的な視野で文化活動を展開しているアイヌ民族博物館や北海道でも数少ない国の史跡として指定された白老仙台藩陣屋跡など文化財に触れることもできます。
- ・自然観察ややすらぎの場を提供する広大な白老ふるさと2000年の森「ポロト自然休養林」を有しています。
- ・森野地区は、白老と伊達市（旧大滝村）を結ぶ主要道道（四季彩街道）導入口に位置し、豊かな森林が広がっており、ホロホロ山登山や森野体験館周辺の散策が楽しめます。

## 「白老鉄北・森野地区」のまちづくり

## (1)地区土地利用の方針

## ○JR白老駅北地区の整備

- ・駅北地区については、工業地から商業業務地に転換し、利便性の高さを生かした商業機能の集積により、効率的な土地利用を推進します。

## ○住環境の維持

- ・若草地区から栄町地区にかけて、低層専用住宅地として良好な住環境を図ります。

## (2)生活環境の整備

## ○都市計画道路の計画的整備推進

- ・鉄北幹線（仮称 苫小牧登別線）の大規模な計画の進捗等を十分踏まえながら都市計画道路（鉄道南北）の計画的な整備推進に努めます。

## (3)農業の振興

## ○生産基盤の整備

- ・効率的・安定的な生産に向けた農業生産基盤の整備・充実を図るとともに、堆肥等の有機性資源等の活用を推進します。
- ・黒毛和牛、養鶏などの生産基盤強化への支援に努めます。

## ○畜産物の生産

- ・黒毛和牛の差別化・高付加価値化によるブランド形成の促進と販売流通体制の整備に努めます。

## (4)自然環境の保全・活用

## ○豊かな自然の保全・活用

- ・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。

## (5)歴史・文化を大切にしたまちづくり

## ○水と緑、歴史・文化のネットワーク形成

- ・ポロト湖の景観や緑豊かな自然、歴史的資源や文化資源を生かし、ネットワークの形成を図ります。

## (6)レクリエーション空間の整備

### ○文化・レクリエーション機能

- ・アイヌ民族文化伝承振興施設、民族共生の象徴となる空間の整備促進、及び大自然を背景としたレクリエーション拠点等の国際民族文化交流機能の整備を進めます。
- ・ふるさと2000年の森を活かし、自然遊歩道やキャンプ場等の学習・健康機能も備えた自然体験型レクリエーション拠点として整備を進めます。

## (7)良質な住宅・住宅地の保全・整備

### ○公的住宅の整備方針

- ・高齢者に配慮したシルバーハウジングプロジェクトや中堅所得者や単身者を含む各階層の需要に応じた公的賃貸住宅の建設を図るなど、地域の特性を活かしながら、バランスの取れた住宅施策を行っていきます。

### ○公的住宅のストックの活用推進

- ・地区北・西側の公営住宅低層団地においては、老朽化が見られるため改修や建て替え等を計画的に進めます。

### ○住宅市街地の環境保全

- ・計画的に進められた住宅地内の都市基盤施設等を適切に維持管理し、住環境の向上に努めます。



上空から見た白老鉄北・森野地区

## 4-3

## 白老鉄南地区

### 【地区の概況】

- ・JR白老駅を中心とし、商業や業務施設の集積がみられるとともに、白老町役場、町立総合病院等の主要施設が立地し、町民に広く利用されています。
- ・地区東側では、宅地造成事業、公営住宅団地など計画的な開発が行われ、都市基盤施設が整っており、良好な住環境を形成しています。
- ・小中学校、高等学校、専門学校、保育園等の文教施設、健康福祉センター、特別養護老人ホーム、福祉館等の福祉施設があり地域住民の利便に供しています。
- ・中央通沿道には「屋根のない博物館通り」の整備に伴い商店会等による管理運営面での自主努力により良好な景観が維持されています。

### 「白老鉄南地区」のまちづくり

#### (1)地区土地利用の方針

##### ○商業と住環境の維持

- ・鉄南地区については、地域商業業務地として、地域住民のための生活利便施設等の誘導を図るとともに、周辺住宅地の良好な住環境の土地利用を推進します。

## (2)生活環境の整備

○都市計画道路の計画的整備推進

・鉄北幹線（仮称 苫小牧登別線）の大規模な計画の進捗等を十分踏まえながら都市計画道路（国道36号～鉄南地区）の計画的な整備推進に努めます。

## (3)中心市街地の賑わいづくり

- ・子どもからお年寄りまで、誰もが安全で快適な道路等の整備を図ります。
- ・道路等をイベント空間として利用するなど、公共空間の多面的活用を図ります。
- ・空き店舗・空き地の積極的な活用を推進します。
- ・まちぐるみで取り組む商業活性化に係る事業の展開を推進します。
- ・公営住宅（借り上げ等）の整備を図ります。

## (4)良質な住宅・住宅地の保全・整備

○公的住宅の整備方針

・高齢化に配慮したシルバーハウジングプロジェクトや中堅所得者や単身者を含む各階層の需要に応じた公的賃貸住宅の建設を図るなど、地域の特性をいかながら、バランスの取れた住宅施策を行っていきます。

○公的住宅のストックの活用推進

・地区西側の公営住宅低層団地においては、老朽化が見られるため改修等を計画的に進めます。

## 4-4 石山・萩野・北吉原地区

### 【地区の概要】

- ・JR萩野駅周辺の多くが住居系の土地利用であり、一般住宅地が形成されています。また、既成市街地の北西側には、いくつかの温泉付分譲地が形成されています。
- ・小中学校、保育園、スポーツセンター等の文教・厚生施設、生活館・児童館等の福祉施設があり地域住民の利便に供しています。
- ・白老町の中心に位置し地方港湾白老港の背後地に工業団地が配置されています。また、国内有数の企業である製紙工場があり、道央自動車道や港湾等を有する恵まれた立地条件をいかし、道央中核都市圏の中の工業都市として、重要な位置を確保しています。
- ・国道36号沿道や製紙工場周辺は、商業系土地利用が高い割合を占めていましたが、商業施設の減退により一般住宅地としての土地利用が進んでいます。

### 「石山・萩野・北吉原地区」のまちづくり

#### (1)地区土地利用の方針

○商業と住環境の維持

・萩野・北吉原地区の一部については、土地利用の動向等を踏まえ、商業地から住宅地へ転換を検討するとともに、良好な住環境の維持と効率的な土地利用を推進します。

○工業地・港湾の土地利用

・北吉原地区については、住宅地の一部を工業地に転換し、周辺の工業地と一体的な土地利用を図るとともに、白老港臨港地区については、港湾計画に基づく適切な土地利用を図ります。

## (2)生活環境の整備

### ○都市計画道路の計画的整備推進

- ・鉄北幹線（石山大通）と国道36号を結び、石山西通の早期供用開始を目指します。

### ○国道、町道等の整備推進

- ・災害時には救援用のヘリポートにもなる滑空場と白老港を結び、白老滑空場線の整備促進を図ります。

## (3)農業の振興

### ○生産基盤の整備

- ・農山村の優れた自然景観や資源を活用した農村滞在型レクリエーション機能の整備を図ります。
- ・効率的・安定的な生産に向けた農業生産基盤の整備・充実を図るとともに、堆肥等の有機性資源等の活用を推進します。また、黒毛和牛、養鶏などの生産基盤強化への支援に努めます。

### ○畜産物の生産

- ・黒毛和牛の差別化・高付加価値化によるブランド形成の促進と販売流通体制の整備に努めます。

## (4)良質な住宅・住宅地の保全・整備

### ○公的住宅の整備方針

- ・地区中央部の公営住宅低層団地においては、老朽化が見られるため改修や建て替え等を計画的に進めるとともに、良好な住環境の維持と効率的な土地利用を推進します。

## (5)工場等の生産機能の維持

### ○企業立地の維持・促進

- ・企業の移転情報を把握し、新たな立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。
- ・進出企業に対する優遇制度や企業立地報奨金制度などを活用し、町内での立地を促進します。

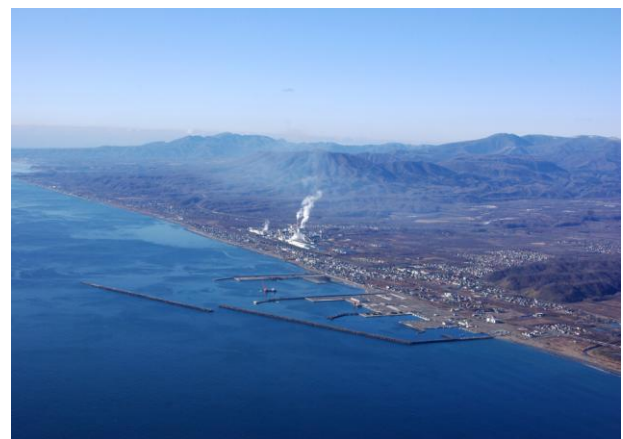
### ○生産環境を保全する土地利用の誘導

- ・工業系地域については、工場生産機能の維持増進に努めます。

## (6)公園や緑地など身近な緑の保全・整備

### ○水と緑のネットワークの形成

- ・萩の里自然公園のなかの郷土植物サリカリヤ（エゾミソハギ）の栽培、里山林保全活動など、美しい景観づくりを支援します。
- ・ウヨロ川の下流から中流の田園的（里地・里山）を保全する、ウヨロ川河畔の森づくりを支援します。
- ・人や物の行き来の影響も考えられるため、自然環境などの保全と活用の両面から地域の整備を進めます。



上空から見た石山・萩野・北吉原地区

4-5

## 竹浦・飛生地区

### 【地区の概要】

- ・JR竹浦駅周辺の多くが住居系の土地利用であり、一般住宅地が形成されています。また、既成市街地の西側に温泉付分譲地が形成されています。
- ・太平洋沿線は、登別港開港以前は漁業系土地利用が高い割合を占めていましたが、現在は、一般住宅地としての土地利用となっています。

・国道36号沿線では沿道サービスや温泉ホテルなど商業・観光施設のほか、高齢者福祉施設や医療施設などがあります。

・地区北部には、旧小学校跡を活用したTOBIUアートコミュニティで芸術活動が行われています。また、地区内は、しいたけ栽培や養鶏など農業系土地利用がされています。

## 「竹浦・飛生地区」のまちづくり

### (1)地区土地利用の方針

#### ○商業と住環境の維持

・竹浦地区については、土地利用の動向等を踏まえ、住宅地の一部を沿道商業業務地とし、既存の温泉施設等を含めて観光レクリエーション施設の集積により、効率的な土地利用を図るとともに、周辺住宅地の良好な住環境の土地利用を推進します。

### (2)生活環境の整備

#### ○国道、町道の整備促進

・町道竹浦2番通りの整備を進め、地域住民の安全かつ円滑な通行を図るとともに、将来、鉄北幹線（仮称 苫小牧登別線）として整備を促進し、災害に強い交通網を確保します。

### (3)農業の振興

#### ○生産基盤の整備

・効率的・安定的な生産に向けた農業生産基盤の整備・充実を図るとともに、堆肥等の有機性資源等の活用を推進します。

・黒毛和牛、養鶏、しいたけなどの生産基盤強化への支援に努めます。

#### ○農畜産物の生産

・黒毛和牛やしいたけの差別化・高付加価値化によるブランド形成の促進と販売流通体制の整備を進めます。

### (4)良質な住宅・住宅地の保全・整備

#### ○公的住宅の整備方針

・地区西側の公営住宅低層団地においては、良好な居住環境を確保するため計画的な維持管理に努めるとともに長期寿命化を図ります。

## 4-6

## 虎杖浜地区

### 【地区の概要】

・JR虎杖浜駅鉄南地区は、登別港開港以前は漁業系土地利用が高い割合を占めていましたが、現在は、一般住宅地と水産加工施設が混在しています。

・虎杖浜海岸通りは、海産物の販売が盛んで、町内外から買い物に訪れています。また、近くの温泉ホテルからは、太平洋を一望できる景勝地となっています。

・駅鉄北地区は、旧既存宅地制度時代から温泉を利用した住宅地が形成されています。

・西側には、国立公園にあるカルデラ湖（クッタラ湖）からの湧水を活用し、浄水場や水産養殖場があり、貴重な水の恵みを受けています。

## 「虎杖浜地区」のまちづくり

### (1)地区土地利用の方針

#### ○商業と住環境の維持

・虎杖浜地区については、国道36号、虎杖浜海岸通りの沿道商業業務地として、既存の温泉施設等を含め、地域特性を活かした広域観光拠点の形成を図るとともに、周辺住宅地の良好な住環境の土地利用を推進します。

#### ○学校の有効活用

・平成24年度、閉校となる中学校施設の活用を計画するにあたっては、地区計画制度を活用し、地域住民の意向を尊重するとともに良質な水と豊かな自然環境を活かし、雇用の創出など経済の活性化につながる施設としての有効活用を図ります。

### (2)生活環境の整備

#### ○町道等の整備推進

・道路幅員も狭く防災安全面や生活環境面で多くの課題を抱えている地域については、地域の自主的な取り組みを支援し、合意形成を図り、生活道路の整備を促進し避難路の確保や消防活動の円滑化を図ります。

### (3)農水産業の振興

#### ○生産基盤の整備

- ・農山村の優れた自然景観や資源を活用した農村滞在型レクリエーション機能の整備を図ります。
- ・効率的・安定的な生産に向けた農水産業生産基盤の整備・充実を図ります。
- ・海産物や養鱒、しいたけなどの生産基盤強化への支援に努めます。

#### ○海産物の生産

- ・海産物の差別化・高付加価値化によるブランド形成の促進と販売流通体制の整備を進めます。
- ・登別港（本町行政区域内）において常設の朝市、イベント空間の整備を検討します。

### (4)良質な住宅・住宅地の保全・整備

#### ○公的住宅のストックの活用推進

・地区東側の公営住宅低層団地においては、良好な居住環境を確保するため計画的な維持管理に努めるとともに長期寿命化を図ります。

### (5)公園や緑地など身近な緑の保全・整備

#### ○水と緑のネットワークの形成

- ・「海、川、森」をつなぐ水環境の保全のため、アヨ川桜並木づくりを支援します。
- ・第2浄水場周辺の水資源の保全に努めます。



上空から見たクッタラ湖



# 5 町民主体のまちづくりを支える

## 5-1 パートナーシップのまちづくり

- (1) 暮らしとまちづくり
- (2) 都市計画とまちづくりの関係
- (3) 地域のまちづくり

## 5-2 まちづくりに向けた町の役割

- (1) まちづくりについて考えるための情報の提供
- (2) 町民が参加する機会の創出

## 5-3 まちづくりの展開のしかた

- (1) まちづくりの進め方
- (2) 地区レベルのまちづくりの進め方

## 5-4 町民の取り組みを支援する行政を目指して

- (1) 庁内の組織体制の充実
- (2) まちづくり支援の仕組みづくり

Ⅰ 基本的事項

Ⅱ 全体構想

Ⅲ 地域別構想

Ⅳ 計画を推進するための

## 白老町都市計画マスタープラン（概要版）

白老町都市整備部建設課

〒059-0995

北海道白老町大町1丁目1番1号

電話(0144)82-4215 FAX(0144)82-4391